①75　②ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（コンフォールかぶと台団地）　一式　③購入等　④一般　⑤26. 2. 24　⑥近建ビル管理株式会社（京都府京都市左京区聖護院蓮華蔵町31）　⑦33,696,000円　⑧25. 12. 17　⑪総合評価　⑫37,590,480円
①75　②ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（梅美台団地他１団地）　一式　③購入等　④一般　⑤26. 2. 24　⑥近建ビル管理株式会社（京都府京都市左京区聖護院蓮華蔵町31）　⑦10,951,200円　⑧25. 12. 17　⑪総合評価　⑫12,389,760円
①75　②ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（鶴舞団地他１団地）　一式　③購入等　④一般　⑤26. 2. 24　⑥株式会社米澤組（奈良県奈良市小太郎町19）　⑦112,718,044円　⑧25. 12. 17　⑪総合評価　⑫151,405,200円
①75　②ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（桂木団地）　一式　③購入等　④一般　⑤26. 3. 10　⑥日本管財株式会社（兵庫県西宮市六湛寺町９―16）　⑦32,490,720円　⑧25. 12. 17　⑪総合評価　⑫47,142,000円
①75　②ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（奈良・紀寺団地）　一式　③購入等　④一般　⑤26. 3. 14　⑥株式会社米澤組（奈良県奈良市小太郎町19）　⑦25,264,245円　⑧25. 12. 17　⑪総合評価　⑫36,916,560円

# 報　告

## 政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続きの改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 28 日

独立行政法人酒類総合研究所

◎調達機関番号　504　◎所在地番号　34

独立行政法人酒類総合研究所ＷＴＯ政府調達協定その他の国際約束に基づく契約事務等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱に関し、独立行政法人酒類総合研究所会計規程（平成13年度規程第２号。以下「会計規程」という。）の特例を設けるとともに、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。

三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は、研究所の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

一　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

二　特定役務のうち建設工事の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

三　特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

四　特定役務のうち前二号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第４条　研究所理事長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、会計規程第35条第２項の規定による審査については、随時に、しなければならない。

２　研究所理事長又はその委任を受けた職員は、会計規程第35条第２項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに会計規程第35条第２項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示をしなければならない。

３　研究所理事長又はその委任を受けた職員は、会計規程第35条第２項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

４　研究所理事長又はその委任を受けた職員は、会計規程第35条第２項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに当該資格の基本となるべき事項並びに会計規程第35条第２項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示をしなければならない。

５　研究所理事長又はその委任を受けた職員は、第２項又は前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　調達をする物品等又は特定役務の種類

二　会計規程第35条第２項に規定する資格の有効期限及び当該期間の更新手続

６　研究所理事長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

（一般競争の公告）

第５条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。

２　契約を担当する職員は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。